

令和8年 富士見町 告示

第 44 号

組織再編に伴う関係告示の整備に関する告示をここに公布する。

令和8年3月25日

富士見町長 渡 辺 葉

組織再編に伴う関係告示の整備に関する告示

(富士見町まち・ひと・しごと創生本部設置要綱の一部改正)

第1条 富士見町まち・ひと・しごと創生本部設置要綱(平成27年富士見町告示第50号)の一部を次のように改正する。

第7条中「総務課」を「企画財政課」に改める。

(富士見町低入札価格調査制度事務処理要綱の一部改正)

第2条 富士見町低入札価格調査制度事務処理要綱(平成21年富士見町告示第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び第3項、第9条、第10条第3項、様式第2号並びに様式第3号中「財務課長」を「企画財政課長」に改める。

(富士見町建設工事等請負人選定委員会要領の一部改正)

第3条 富士見町建設工事等請負人選定委員会要領(昭和56年富士見町告示第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 前項の審査結果は、町長に報告するものとする。

第3条第2号中「財務課」を「企画財政課」に改める。

第4条中「財務課長」を「企画財政課長」に改める。

様式第1号及び様式第2号を削る。

(富士見町住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策要綱の一部改正)

第4条 富士見町住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策要綱(平成26年富士見町告示第36号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「住民福祉課長」を「住民税務課長」に改め、同条第5項中「住民福祉課」を「住民税務課」に改める。

第8条第1項中「住民福祉課」を「住民税務課」に、「住民福祉課長」を「住民税務課長」に改める。

(富士見町住民票の職権消除等に関する事務取扱要綱の一部改正)

第5条 富士見町住民票の職権消除等に関する事務取扱要綱(平成30年富士見町告示第3号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「住民福祉課」を「住民税務課」に改める。

(富士見町消費者問題協議会要綱の一部改正)

第6条 富士見町消費者問題協議会要綱(昭和57年富士見町告示第26号)の一部を次のように改正する。

本則中「住民福祉課」を「住民税務課」に改める。

(富士見町産後ケア事業実施要綱の一部改正)

第7条 富士見町産後ケア事業実施要綱(令和5年富士見町告示第40号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中「住民福祉課」を「保健福祉課」に改める。

(富士見町健康づくり推進協議会設置要綱の一部改正)

第8条 富士見町健康づくり推進協議会設置要綱(平成5年富士見町告示第33号)の一部を次のように改正する。

第7条中「住民福祉課」を「保健福祉課」に改める。

(富士見町いのち支える自殺対策推進本部設置要綱の一部改正)

第9条 富士見町いのち支える自殺対策推進本部設置要綱(平成30年富士見町告示第72号)の一部を次のように改正する。

第6条中「住民福祉課」を「保健福祉課」に改める。

(富士見町いのち支える自殺対策ネットワーク会議設置要綱の一部改正)

第10条 富士見町いのち支える自殺対策ネットワーク会議設置要綱(平成30年富士見町告示第114号)の一部を次のように改正する。

第7条中「住民福祉課」を「保健福祉課」に改める。

(富士見町こども家庭センター設置運営要綱の一部改正)

第11条 富士見町こども家庭センター設置運営要綱(令和6年富士見町告示第112号)の一部を次のように改正する。

第2条中「住民福祉課」を「保健福祉課」に改める。

(富士見町重層的支援体制整備事業支援会議設置要綱の一部改正)

第12条 富士見町重層的支援体制整備事業支援会議設置要綱(令和6年富士見町告示第119号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「住民福祉課」を「保健福祉課」に改める。

第4条第2項中「住民福祉課長」を「保健福祉課長」に、「住民福祉課」を「保健福祉課」に改める。

第8条中「住民福祉課」を「保健福祉課」に改める。

(富士見町移動支援事業実施要綱の一部改正)

第13条 富士見町移動支援事業実施要綱(平成18年富士見町告示第65号)の一部を次のように改正する。

様式第7号中「住民福祉課」を「保健福祉課」に改める。

(富士見町介護老人福祉施設入退所検討委員会設置要綱の一部改正)

第14条 富士見町介護老人福祉施設入退所検討委員会設置要綱(平成15年富士見町告示第98号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「住民福祉課長」を「保健福祉課長」に、改める。

第7条中「住民福祉課」を「保健福祉課」に改める。

(富士見町認知症初期集中支援事業実施要綱の一部改正)

第15条 富士見町認知症初期集中支援事業実施要綱(平成29年富士見町告示第24号)の一部を次のように改正する。

第13条中「住民福祉課」を「保健福祉課」に改める。

(富士見町認知症キャラバン・メイト連絡会設置要綱の一部改正)

第16条 富士見町認知症キャラバン・メイト連絡会設置要綱(平成22年富士見町告示第40号)

の一部を次のように改正する。

第7条中「住民福祉課」を「保健福祉課」に改める。

(富士見町国民健康保険特別療養費の支給等に係る事務取扱要綱の一部改正)

第17条 富士見町国民健康保険特別療養費の支給等に係る事務取扱要綱(令和7富士見町告示第175号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「住民福祉課長」を「保健福祉課長」に、「財務課長」を「住民税務課長」に改め、同条第3項中「住民福祉課長」を「保健福祉課長」に、「財務課長」を「住民税務課長」に改め、同条第5項中「住民福祉課」を「保健福祉課」に改める。

様式第1号中「財務課」を「住民税務課」に改める。

様式第4号中「住民福祉課」を「保健福祉課」に改める。

様式第6号の2中「住民福祉課」を「保健福祉課」に改める。

様式第8号中「住民福祉課」を「保健福祉課」に改める。

(後期高齢者医療保険料の納付方法を被保険者の申出により口座振替による普通徴収に変更することに関する取扱要領の一部改正)

第18条 後期高齢者医療保険料の納付方法を被保険者の申出により口座振替による普通徴収に変更することに関する取扱要領(平成21年富士見町告示第27号)の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第3号中「住民福祉課」を「保健福祉課」に改める。

(富士見町地域公共交通会議設置要綱の一部改正)

第19条 富士見町地域公共交通会議設置要綱(平成28富士見町告示第13号)の一部を次のように改正する。

第5条第6項中「産業課」を「企画財政課」に改める。

(富士見町都市計画に関する基本方針等庁内検討委員会設置要綱の一部改正)

第20条 富士見町都市計画に関する基本方針等庁内検討委員会設置要綱(平成30年富士見町告示第37号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号中「財務課長」を「企画財政課長」に改め、同項第3号中「住民福祉課長」を「住民税務課長」に改め、同項中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ず

つ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 保健福祉課長

第6条第3項第3号イ中「財務課」を「企画財政課」に改め、同号ウ中「住民福祉課」を「住民税務課」に改め、同号中ケをコとし、エからクまでをオからケまでとし、ウの次に次のように加える。

エ 保健福祉課

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。